

## 裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年6月15日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主文

処分庁が、平成30年6月14日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、平成28年2月2日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成29年7月3日付けで、請求人は、同年6月分の通院交通費（タクシー代）の支給申請を行った。請求人は、翌月以降、平成30年2月分まで（同年1月分は除く）の支給申請を行った。
- 3 平成30年6月14日付けで、処分庁は、請求人が行った平成29年6月分から平成30年2月分の通院交通費（タクシー代）の申請を却下する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 4 請求人は、平成30年6月15日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

#### (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

H29. 7. 3にタクシー代6月分を処分庁へ申請してからH30. 2まで毎月タクシー代を申請して来が通知されずほうちされていた。

H30. 4に処分庁職員にさいそくしたが、通知されなかった。H30. 6. 14の申請却下通知書をH30. 6. 15受け取った。

請求人、じん臓能障がい(1級)身体障がい者の為、ケースワーカーとそうだんした所、タクシーの許可がみとめたが、処理ほったらかしにして、今ごろ、却下通知が来た。

さくねん6月から今まで数万円たてかえさせられた。

透析病院の通院はタクシー代をチケットでもらっている為、タクシー通院はみとめられているにもかかわらず、ちょうさをせず却下するのは、おかしい。当日、処分庁に血圧低下して、タクシーきよかしたが、後で却下するのはおかしい。処分庁は死ねと私に言っていると思えない。

#### (2) 審理員が令和元年9月30日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

血圧低下にともないタクシーをしんせいしたがケースワーカーが出す方向として出なかった。ガンカとしては、タクシーを必要ないとしんだん書にかいていたが、じんこうとうせきのため、からだがわるく、タクシーをようする。

とうじの係長は「死ね」ともとれるしょうげんをした。

#### (3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成30年6月14日付けの本件決定通知書には、「あなたが申請した平成29年6月分～平成30年2月分の通院交通費の支給については、次の理由で支給できませんので却下します。」との記載があり、却下の理由として、「あなたが行った通院交通費支給申請については、生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。)3-9-(1)で「傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行う」と定められているところ、医療扶助運営要領3-9-(2)、イに定められた「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」に該当しないため却下します。」との記載がある。

### 2 処分庁の主張

1) 審理員が令和元年8月29日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

- (ア) 平成28年2月2日 処分庁において請求人の生活保護を開始した。
- (イ) 平成29年6月30日 請求人より、通院交通費の申請を行うとの相談あり。
- (ウ) 平成29年7月3日 請求人から平成29年6月通院交通費の申請があった。
- (エ) 平成29年7月28日 請求人から平成29年7月通院交通費の申請があった。
- (オ) 平成29年8月21日 請求人から平成29年8月通院交通費の申請があった。
- (カ) 平成29年8月以降 請求人から平成29年9月、平成29年10月、平成29年11月、平成29年12月、平成30年2月通院交通費の申請があった。
- (キ) 平成30年4月20日 課内で協議を行い、平成29年6月30日発行の給付要否意見書に記載されている主治医意見書には「通院のためタクシーを利用するに要しない。」とあり、眼科の通院に関しては、支給を行うことはできないとの判断になる。
- (ク) 平成30年6月14日 本件決定を行った。

イ 本件決定の正当性について

通院交通費支給申請について、医療扶助運営要領3-9-(1)において、通院交通費は、「傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行う」と定められている。

また、医療扶助運営要領3-9-(2)-イには「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」と定められている。

この点、請求人が医療扶助運営要領3-9-(1)及び3-9-(2)-イに該当しないと判断し、本件決定を行ったものである。

以上により、本件決定に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年7月3日付けの移送費(通院交通費)支給申請書には、「次のとおり6月分の移送費を申請しますので、支給してください。月通院回数2回 合計2,660円」との記載がある。同日付けで提出のあったタクシー代の領収書の合計額は2,660円である。

イ 平成29年7月11日付けの給付要否意見書には、タクシーを利用する場合は公共交通機関を利用できない理由を記載する欄に「通院のためタクシーを利用するに要しない。」との記載がある。

## 理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」定め、左に掲げる事項として「6 移送」を定めている。
- (2) 医療扶助運営要領第3-9-(1)は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」と定めている。
- (3) 医療扶助運営要領第3-9-(2)は、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。」と定め、給付の範囲として、「ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」「イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」を定められている。
- (4) 医療扶助運営要領の第3の9の(3)のアは、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。」と定めている。

(5) 医療扶助運営の第3の9の(3)のイは、「被保護者から申請があった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する囑託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。」と定めている。

(6) 「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の3は、「被保護者から申請のあった移送の給付について、その内容を検討した結果、移送の給付範囲のAからCまでに該当するときは、以下の事項について十分な検討を行った上で、給付を決定すること。」と定め、そのイの(イ)は、給付対象となる交通機関の適否について、「一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となる。タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと。」と定めている。

## 2 本件決定について

### (1) 申請から却下決定までの経過について

医療扶助における移送の給付については、前記1(4)のとおり、事前の申請が原則とされているが、これは、申請した手段等による給付が認められない場合に、被保護者が他の手段等の選択を可能にし、不要な負担を強いることのないようにするためであるものと推量される。

本件についてみると、処分庁は、請求人が通院するためにタクシーを利用した平成29年6月30日に給付要否意見書(以下「意見書」という。)を交付したことは認められるが、請求人が、平成29年7月3日に同年6月分の通院交通費(タクシー代)の支給申請を行って以降、月毎に申請がなされているにもかかわらず、その決定が平成30年6月まで遅延したことについて処分庁からの弁明はなく、正当な理由が存すると認めるに足る証拠書類等も見当たらない。

### (2) 通院交通費の給付決定に関する審査等について

医療扶助における移送の給付決定に関する審査等については、前記1(5)及び(6)のとおり、主治医の意見を確認するとともに、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することが求められている。

処分庁は、意見書に「通院のためタクシーを利用するに要しない」との記載があったことから、支給を行うことはできないと判断したと主張している。

しかしながら、意見書には、電車による移送の給付を要するとの記載があることも認められるところ、処分庁は、給付要否意見書の一部の記載に基づき、前記1(3)に規定する支給要件のイに該当しないとして申請を却下したにすぎず、支給要件のAに該当するか否かについて具体的な検討をした形跡を見出すことができない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件決定の判断過程には瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。



3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年1月22日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。